

第 4 準備書面

令和 4 年 1 0 月 1 1 日

京都府労働委員会 御中

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク
代表理事 藤 喬

被申立人は、令和 4 年 9 月 1 3 日付け第 4 準備書面における申立人の主張、及び同月 2 1 日第 6 回調査期日において確認された申立人の主張（令和 3 年 8 月 2 日付け「請求する救済内容変更の申立書」3 ページ、同年 9 月 1 5 日付け第 2 準備書面 2 ページ）に対し、以下のとおり、必要な範囲で反論する。

第 1 従業員に対する説明文書について

2 0 2 0 年 1 1 月 2 1 日に行われた第 1 回団体交渉は、最終的に申立人の執行委員長が「決裂ですね」と述べ、申立人側の出席者が全員退席して終了した（乙 8）。この時点では引き続きの交渉は予定されていなかった。

その後、申立人が、被申立人に「よりそいホットライン」の事業を委託していた一般社団法人社会的包摂サポートセンターに働きかけを行ったため、橋口執行委員長と藤代表理事との間で、この働きかけを含むやり取りがメールと電話で交わされた（甲 7、甲 8、乙 1 0）（甲 7 の橋口執行委員長が送信したメールの宛先に「Cc: E 様」とあるのは、前記サポートセンターの事務局長のことである。）。サポートセンターは、労使関係にはない第三者であるが、申立人は同センター E 事務局長からの金銭交付も求めている（甲 8）。

このような経緯においても、被申立人は、橋口執行委員長から送付された 2 0 2 0 年 1 1 月 1 9 日のメール（甲 7）の内容について、同年 1 2 月 7 日の理事会で検討し、同月 9 日、その結果を藤代表理事からメールで返答した（甲 8）。もともと橋口執行委員長からのメールには、「解決に向けた合意項目の案」として、全従業員に対する説明文書の送付を含む 5 項目が示されており、これら 5 項目の要求内容を反映させた形で従業員向けの「経緯を説明する文章の案」が作成されていた。これに対し、被申立人は、従業員に対する説明文書は 2 項目目と 5 項目目の内容を削除して再作成した内容でなければ応じられない旨回答した（甲 8）。

被申立人の回答に対しては、橋口執行委員長から、同月 9 日にメールが送付されてきたが、そこには「基本的に組合としては、提案している合意項目

の全てに同意してもらえるように、そちらと交渉をしています。なので、（５）の項目についても、合意できなければ解決はできないという姿勢です。」と記載されていた（乙１０）。その後、被申立人は、同月２１日の理事会において、改めて従業員に対する説明文書について検討したが、被申立人としては５項目の要求内容の受け入れを前提とした修文に応じることはできないとの結論に至った。そして、藤代表理事が同月２３日に送付した橋口執行委員長宛のメールにおいて、「経緯を説明する文章の案」を修正して文書を作成することはできない旨を回答し、その理由についても、同メールの中で、同月１９日の藤代表理事とＡ氏との間の会話も踏まえ、５項目すべての受け入れを求める同月９日の橋口執行委員長のメールの内容が前提となる以上、被申立人としては受け入れられないことを説明した（甲９）。

このようなやり取りの後、２０２１年１月２８日付けで申立人から改めて正式な団体交渉の申入れがあり、同年２月２４日、第２回団体交渉が行われた。同日の交渉で、被申立人において、前記５項目を前提とせずに従業員向けの説明文書の案を作成することになったことから、素案の作成を受け入れ、実際にこれを作成し、申立人に示した（甲１３、乙５）。

このように、被申立人は、従業員に対する説明文書について、真摯な対応を続けており、誠実義務違反は認められない。

第２ 団体交渉に参加する理事について

すでに主張している通り、被申立人は、申立人との団体交渉のいずれにおいても、代表理事をはじめ交渉権限のある理事を出席させ、団体交渉において実質的な交渉に応じてきた。申立人が第２準備書面にて主張するような、申立人が「これまで団体交渉で話し合ってきたことを無視」したということではなく、理事会では交渉の内容に従って検討を行ってきた。決定権のない者が団体交渉で約束したことを持ち帰ったところ特定の理事が反対しその約束を覆す決定をした事実はない。理事会では法人の基本的な姿勢が確認されたが、これは、団体交渉に参加する理事の交渉権限を否定するものではない。

申立人による第４回団体交渉申し入れに対して、被申立人が２０２１年４月２９日にメールで「引き続き、当法人及び理事会の立場を代表するものが出席します」と回答している（甲２４）のは、このような事実に基づき、交渉権限のある理事が団体交渉に出席するという従来の対応を継続することを示したものである。

第3 カンパの呼びかけについて

申立人は、第4準備書面においても「第3回団体交渉の態様」からカンパの呼びかけが被申立人と申立人との間の交渉事項であると主張している。

しかし、第3回団体交渉のやり取り（乙6、申立人作成の反訳分では意図的に外されている箇所）からは、むしろ、山上理事の個人としての呼びかけにすぎないことや金額が未確定であることが双方の間で確認されていたことは明らかである。

すなわち、この団体交渉の場で、山上理事は「法人ではないですよ。」と発言し、A氏は「まあ、どちらでもいいんですけども。」とこれを受け入れていた。また、関根理事が「法人外の動き、ということですね。」と確認したときも、A氏は「そうなんですね」、「どちらでもいいんですけどね。それは。」と受け入れ、その後、I氏も「変則的な話になって、山上さんのほうから、困窮ということだったら、個人的なカンパだと。」と確認し、「ユニオンとすれば、Aさんがそういうのでもいいというなら、Aさんの意思を尊重します」と述べていた。金額についても、関根理事が「金額とかも約束できない」、「いくら集まるかわからない」、「みんないくら出してくれるかわかんない」などと繰り返し説明し、これを前提として話が進められていた。そして、カンパに関する返答については、藤代表理事から橋口執行委員長に連絡するのではなく、山上理事が個人としてI氏とA氏の二人に宛てたメールで結果を報告している（甲21）。

このように、第2回団体交渉の場で、山上理事が個人的にカンパを呼びかけるにすぎず、金額も未確定であることが確認されていたのであり、申立人と被申立人との間の交渉事項には該当しない。

以上